

森有禮の女子教育

兼 重 宗 和

はじめに

日本に近代的な教育体制の端緒を開いたのは、1872（明治5）年の「学制」である。その被仰出書に示されるごとく、婦女子を含め国民皆学を奨励した。それは、明治の新しい治政を婦女子に至るまで広める必要があったからでもある。しかし、封建時代からの女子に教育は不要とする蔑視観が根強く、さらには子守りや家事の手伝いという役割があり、就学率は低迷していた。

本稿では、その後の女子教育の変遷と初代文部大臣森有禮が女子教育に対し如何なる思想をもって振興に努めたかを究明したい。

1. 明治初期の女子教育

明治天皇は、1871（明治4）年10月に華族の当主を集め、女子教育に関し「我邦女学ノ制未タ立サルヲ以テ、婦女多クハ事理ヲ解セス、殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ関シ實ニ切緊ノ事ナレハ、今海外ニ赴ク者妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル、固ヨリ可ナルコトニテ、外国所在女教ノ素アルヲ曉リ、育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ¹⁾」と、奨学の勅諭をされた。この時期にあって未だ教育の主眼は、もっぱら男子に向けられ、女子教育は一部の上層部にのみ取りざたされるのみで、一般庶民の間では女性蔑視の観が根強く存在した。

文部省は、学制の起草をなし太政官に提出したが、着手の順序としてその三項目に太政官より「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事」と指注1) 桜井役著『女子教育史』（1981年刊）、日本図書センター、14頁。

令し、次のように説明した。「人間ノ道、男女ノ差アル事ナシ、男子已ニ有学、女子学フ事ナカル不可、且人子学問ノ端緒ヲ開キ、其以テ物理ヲ辨フルユエンノモノ、母親教育ノ力多キニ居ル故ニ、博ク一般ヲ論スレハ、其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨリ既已ニ其分ヲ素定スト云ヘシ、而シテ今日ノ女子、後日ノ人ノ母ナリ、女子ノ学ハサル可ラサル義、誠ニ大イナリトス、故ニ小学ノ教ヲ敷キ、従來女子不学ノ弊ヲ洗ヒ之ヲ学ハシムル事、務テ男子ト並行セシメンコトヲ期ス、是小学ヲ興スニ就テ第一義トス²⁾」。すなわち、女性にとって自分の子供のためにも小学生程度の知識が必要であり、よって女兒を小学校へまず入学させることが必要であると説いた。

1872(明治5)年に布達された学制の序文(被仰出書)に、「学問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至っては之を度外におき、学問の何物たるを辨ぜず」状態にあるので、よって「自今以後一般の人民^{華士族農工商及婦女子}必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と述べ、とくに婦女子を取りあげ、また「高上の学に至ては其人の材能に任かすといへども、幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは、其父兄の越度たるべき事³⁾」と「男女の別なく」教育の機会均等を強調した。この「被仰出書」は、従来の女性観、女性に学問は無用であって家事裁縫等を身につければ十分であるという考え方を改め、教育の男女平等を主張し、また母親の教養が子供の将来を左右するので男女の区別なく小学校の義務教育の必要性をのべた点に画期的な特色がある。

学制の第21章に「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス、之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ、然トモ均ク之ヲ小学ト称ス、即チ尋常小学女兒小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ⁴⁾」と、女子のために尋常小学の教科の外に手芸を教える女兒小学が設けられた。そして、尋常小学は上下二等とも「男女共必ス卒業スヘキモノト

2) 『法規分類大全 第一編』学政門一、40~42頁。

3) 文部省著『学制百年史 資料編』(1979年刊)、ぎょうせい、11頁。

4) 注3) 同書、13頁。

ス⁵⁾」と、その義務を謳った。しかし、翌1873年の就学率は、男子39.9%に対し女子15.4%で著しく低かった。その理由には、江戸時代に引き続き以前からの女に教育は不要という蔑視観が根強く、また家庭において子守りや家事などの手伝いの役割を担い欠かせない働き手であり、さらに女性としての必要な知識や技能の習得は家庭において可能であったことがあげられる。そして、1879（明治12）年の教育令の第42条に「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス、但小学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ防ケナシ⁶⁾」と、また翌年の教育令改正においても同じく謳っており、男女の共学を認めず、小学校においても基本的に男女は別々の学級とされた。しかし、この学制により、女子にも教育を受ける機会が与えられたことは意義がある。

山口県においては、「船木部第一小学迫々生徒相増候に付ては、是迄男女別席仕候へ共、一舎内相聚り候にも、混淆不都合多く候に付、小学接近之處へ一舎相設け女子別區として教育仕、且は工織等女織をも教育仕度、尤建家其他諸仕向、地下出金をもって相辨候様可仕候間、右場所江教師一員御仕向け被成下度、地下一統より願出候間、致評議、御規則之通、女兒小学之名目に相成候ては、尋常小学之教則も難相兼哉、且、箇所不相増候様、御沙汰之旨にも不相協儀に付、第一小学分課之筋にして、第一小学助教として前申出候通、教師差出被下度、左候はゞ、此内御布令通午前十二時迄、素読、習字、算法一途に修業、午後一時より女子諸手芸教習仕度旁之趣程能御詮議御沙汰被成下度奉存候也⁷⁾」と、船木區長兼重慎一の申し出があり、1873（明治6）年女兒小学が設立された。女子に機織、紡績、養蚕、算術、習字の四科を教授した。校長には、毛利勅子（徳山藩主毛利就寿の女、厚狭毛利元美の室）が就いた。

また、岩国では、1871年に「女校の議」が草された。それによると、「立国ノ務ハ教化ニ急ナルハナク、奉職ノ任ハ教化ニ重キハナシ、就中言語ノ温

5) 注3) 同書、14頁。

6) 注3) 同書、30頁。

7) 山口県教育会編纂『山口縣教育史下巻』（1925年刊）、122・123頁。

雅人情ノ淳厚智識ノ開達方向ノ正確ハ盡ク慈母鞠育教育ノ習慣ニ成テ、学校教師ノ誘導ニ次ク、然ラハ則チ人ニ母タル者正シカラサレハ教化以テ行ハルハ、ナク、女子教ヘサレハ治国ノ基以テ立、ナシ、是女校ノ設ケ人生ニ闕ヘカラサル所ナリ、
 「我国方今御維新以来学政将ニ備ラントス、近頃聞ク西京ノ中小学校其数六十六、生徒ノ数二万五千七百四十七人、就中女生ノ数尤モ多ク大抵男子ノ数ト匹敵ス、或ハ女子却テ多キ所アリト、夫レ西京ノ女其容儀ノ美天下ニ冠タルヲ以テ、是レニ絃管ヲ教エ歌舞ヲ習セハ、忽チ侯伯ニ配スルヲ得、因テ従来ノ俗夫ハ妻ヲ売り、父ハ世ヲ売り、女ハ姿ヲ売リテ己レノ生産ヲ成シ会テ耻ルヲ知ラス、淫蕩醜穢世人ノ知ル所ナリ、而シテ今忽チ其俗ヲ変シ至美ノ風ニ移ル如、此皇化ノ播及スル所真ニ仰クヘキナリ、抑モ大政ノ寛ナル人民天賦ノ権ヲ保全セシムルノ深意ヲ辨ヘサルヨリ、世人或ハ一己ノ自由ヲ遂ルヲ以テ口ヲ壞ルヲ得、衣食需用ノ品ヨリ絃管歌舞ノ戯ニ至リ、美ヲ盡シ奢ヲ極メ、家コトニ伝ヘ戸コトニ唱ヘ、是ヲ以テ文明開化ノ様ト思ヒ、流弊ノ甚シキ男ハ嚴父ノ教戒ニ悖リ、女ハ慈母ノ庭訓ニ離レ敢テ忌憚スル所ナク、轉顛相依リ放蕩淫褻風ヲ害シ俗ヲ懷ルニ至ル、各縣ノ弊槩子然ラサルナシ、當縣幸ニスル弊ナシト雖ヒ人間家族ノ交リ其弊全クナシト云フヘカラス傳云機ヲ知ル、其レ神カ此機ニ乗シ痛ク禁シ堅ク拒カスハ嚮ノ所謂西京ト其形勢ヲ顛倒スルニ至ルモ亦計ルヘカラサルニ似タリ、然ラハ則チ豫防ノ術如何セン、曰クコレ学校ヲ設ケ男女ヲ教導スルノミ、夫レ男校已ニ起シ、女校未タ設ケス、夙ク之ヲ設ケ以テ女兒ヲ教導スヘシ、則チ國ヲ立ルノ基教化ヲ宣ルノ源ニシテ奉職ノ務メ是ニ先ナルハナシ」と、女子教育ノ必要性を説く。また、「女学條例」に「第百六章 男女字句文章ヲ異ニスルハ、唯我邦中世以後ノ通弊ニシテ、萬國ニ在テハ曾テ此此煩シキヲナス、蓋シ同シク此レ人ニシテ室ヲ同フシ言語ヲ同フシ且兒ヲ育ルヲ任トス、則チ女子ノ学素ヨリ男子ト別ツヘカラス、然レハ時勢ノ習慣ト女性ノ柔順ナル、俄ニ男校ト合スヘカラサルヲ以テ、假ニ暫ク此ノ校ヲ設クルノミ、第百七章 女子ノ学モ亦普通科専門科アリ裁縫紡績等ハ専門科ニ屬ス其学モ亦公私アリ、而シテ今設ル處ハ只公小学即チ普通科ナリニシテ、其他ハ之ヲ他日ニ譲リ今敢テ議セ

ス、 第百八章 今設クル所ノ女学ハ士族卒農商ノ差別ナク、年七歳ヨリ十二歳ニ至ル迄盡ク之ニ入ルヲ得ヘシ⁸⁾」と定めた。

これら「女校ノ議」「女学條例」によると、母親は学校入学前の子供に対して言語や人情・知識の基礎を教育する大切な役目があり、よって母親としての女子教育が必要であり、それは治国の基となる。よって、従来の習慣と女性の特性を考え、しばらくは男子と共学しない女学校を設立した。この学校には、身分を問わず7歳から12歳の女児全てが入学するよう定め、普通教育を受けさせた。

学期の女子中等教育機関には女子のみの中学校や外国語学校があったが、男子とともに女子も在学している学校も多く、制度上においても女子を独立した取扱いをしなかった。しかし、女子の中等教育は実質的に学期から始まっている。女子の中等教育が学期に制度化されなかった理由に、学制の基本方針と深い関連があり、女子の教育を男子と均等に行い、女子を特に区別して取扱う考え方をとらなかったことと、現実的に当時の女子の教育程度は一般に低く、中等教育をうける女子は極めて少なかったことによる。すなわち、未だ制度化の段階に達していなかった⁹⁾。

1872年に東京女学校が開設された。当時の学科は、図書、英学、手芸、雑工等で、修業年限を6年間とした。学制では、小学校に関しては女子の教育に考慮したが、中学校以上についてはその方針が示されなかった。これは、女子に対する中等機関が当時未だ必要とされず、期が熟したときに中学校に準じて制度化する方針であったと窺える。すなわち、東京女学校は1875年にその教則を改め、入学資格を小学校卒業以上の学力を有し、年齢14歳以上17歳以下のものとし、修業年限を6カ年とした。また、その学科に読物、数学、習字、作文、書取、英学、手芸、唱歌、体操がおかれた。学科の中に「女子ヲシテ外国人ト語ヲ通シ、博学明識ノモノト相交リ、見聞ヲ広大ナラ

8) 文部省編『日本教育史資料 第二巻』(1980年刊)、臨川書店、796・797頁。

9) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第三巻 学校教育1』(1974年刊)、文唱堂、704・705頁。

シムルヲ要スル」とあるごとく、大学入学者と同等の学力を備えようとしたのである。

1882（明治15）年に東京女子師範学校付属高等女学校が設立された。1879年の教育令に「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス¹⁰⁾」と定め、小学校以外は男女の別学が原則となり、女子の中学校入学が認められず、女子の中等教育は女学校のみで行われることとなった。これは、女子に対しても儒教主義的教育を取り入れる方針を採用したからである。女子中等教育について、1882年に文部省は各府県に「英語、代数、三角法、経済、本邦法令等ヲ省キ、修身、和漢文、習字、図画等ノ教課ヲ課シ、又別ニ裁縫、家事経済、女礼、音楽等ヲ加ヘ、専ラ中人以上ノ女子ニ順良適実ノ教育ヲ授クル」と通牒し、中流以上の社会の女子教育機関として、彝倫道德をもととした高等の普通教科を教授して、貞淑温和な婦徳を備えた婦女の育成をしようとした。翌年定められた学科課程表に、修身の内容に嘉言、善行が、裁縫に小裁衣服、中裁衣服、本裁衣服、帯羽織袴筒袖、足袋袋類、服紗繡箔押絵、編物剪綵等が、礼節に座礼、立礼、茶儀、插花、炷香、折物が、家政に住居什器、飲食割烹、衣服洗濯、理髪出納、備役接待、養生、育児、看病¹¹⁾が設けられ、女子固有の教育内容が授けられた。その教育方針は、家庭における婦人の生活を基礎として、高等普通教育を授けようとした。それは、高等女学校規則に「高等ノ普通学科ヲ授ケ優良ナル婦女ヲ養成スル所¹²⁾」とあることからしても明白である。

1881（明治14）年の小学校教則綱領では、小学校の女兒に限り裁縫・家事経済を設けている。裁縫は、その時間を「中等科ニ於テハ習字、作文及図画毎週教授時間ヨリ各一時ヲ取テ之ニ充テ、高等科ニ於テハ習字ノ毎週時間ヨリ二時ヲ取テ之ニ充」て、合計3時を一週間に設けた。また、家事経済では、

10) 前掲『学制百年史 資料編』30頁。

11) 黒田茂次郎・土館長言著編『明治学制沿革史』（1992年刊）、有明書房、856・857頁。

12) 前掲『学制百年史 記述編』215頁。

その時間を「経済ノ毎週教時間三時ヲ取テ之ニ充¹³⁾」て、第8年生に毎週3時間教授した。このように男女別カリキュラムが、一部に設けられた。そして、この裁縫・家事経済を教授する教員を小学校に配置することとなった。

2. 森有禮の女子教育論

森有禮が、日本の教育問題について公的に発言しはじめたのは、明治初年の駐米小辨使時代で *Education in Japan* (1873) を刊行している。その後1884 (明治17) 年に文部省御用掛なり、翌年12月に第一次伊藤内閣で文部大臣に就任し、1889年2月の不慮の難に逢うまでが教育行政家としての諸政策実現期である。

森は、*Education in Japan* (1873) に収録した Peter Cooper の手紙に記載された婦女子教育や Octavis Perinchief の手紙に「小児ヲ撫育スルノ任ハ重ニ其生母ニ據ルモノナリ、其故如何トナレハ、婦人ノ資性ハ特ニ優厚ナルカ故ニ、幼穉ニ於テハ素ヨリ之ヲ慕ヒ之ニ馴染ムヘキ自然ノ道理アレハナリ、但シ婦人ノ其小児ヲ教育スルノ分限ハ、第一親愛篤実清廉高潔温良恭謙ノ道ハ勿論、又之ニ神聖ノ教法ヲ授ケ以テ其生涯ノ幸福ヲ保守スヘキ道德ノ念ヲ懐カシメサルヘカラス、斯ノ道德ノ念ヲ懐カシムルノ道ハ偏ニ学校ノ規則ニ寄ラス、或ハ之ヲ真成ノ宗教師ニ質シ或ハ自ラ之ヲ神聖ノ書ニ覓メサルヘカラス、而テ斯ノ如キ重任ヲ負擔スヘキ婦人ハ、自己ノ志操ヲシテ常ニ清潔ナラシメントメ最高ノ心学ヲ学ハサルヘカラス、是以教育ハ博学ヲ以テ肯綮ナリトスルニ止ラス、其教化ハ延テ男女貴賤ノ別ナク治ク民生ニ及サルヘカラス、乃チ政府ハ宜ク茲ニ着目シ其国民中ニ多ク文明ノ慈母ヲ陶造セサルヘカラス、吾輩経験ニ由レハ、斯等ノ婦人ヨリシテ、吾輩ヲ誘迪スヘキ世上ノ倡率者ナル政治家詞客技芸家及ヒ預言者等ヲ続出セシムルカ故ニ、蓋シ一国民衆ノ巨益ハ多ク文明ノ慈母ヲ陶造スルヨリ先ナルハナシ¹⁴⁾」との返事

13) 前掲『学制百年史 資料編』81・86・88頁。

14) 大久保利謙編『森有禮全集 第三巻』(1972年刊)、宣文堂、26・27頁。

を受けとっており、女子教育に対する認識を持ったと考えられる。また、「合衆国教育概畧」においても「女子ノ教育」の項目を設け、アメリカの女子教育を紹介している。その中に男女別学について「ハイスクールハ概ネ男女室ヲ異ニス、中学ハ則チ時ニ之アリ、私塾若クハ私立学校ニ至テハ、或ハ男子ノミヲ教へ、或ハ女子ノミヲ教へ、男女ヲ兼ネ教ヘズ¹⁵⁾」と記載しており、男女別学の必要性も考察したと考えられる。

森が、1874・5年に執筆した「妻妾論」の四に、女子は妻となって家を治める責任があり、また母となって子を教える責務がある。しかし、「小時学ハス既ニ母ト成リ子ヲ育スルニ方リテ其愛カヲ利用スルノ法ヲ知ラス、屢子ヲ其淵ニ溺ラス者アリ、故ニ女子ハ先ツ學術物理ノ大体ヲ得、其智界ヲ大ニシテ能ク其愛財ノ用法ヲ通知セサル可ラス、然レハ則深淵ノ愛愈加リ之ニ従フ所ノ徳澤愈大ナルヲ得ヘシ、噫女子ノ職分ソレ斯ノ如ク而ノ其責任亦ソレ斯ノ如ク重シ」、しかし、今日の情勢をみると「外国人ノ我国ヲ目シテ地球上ノ一大淫乱国ト為スモ或ハ虚謗ニ非サルナリ¹⁶⁾」と批判をしている。すなわち、女性は結婚して婚家を治めるとともに母としてその子を教育するという大きな役割がある。そのために身体が健康であるうえに、公平で純情な性格・資質を備えていなければならない。しかるに女子は、学問や物理の大要を修得すべきで、ここに女子教育の必要性を認めている。

1886年、森文相の起草による諸学校令が公布された。その「小学校ノ学科及其程度」に、高等小学校の学科として女兒に裁縫を毎週2～6時教授することが明記され、従前の家事経済は廃止された。また「尋常師範学校ノ学科及其程度」には、女生徒に家事が（第1学年5時、第2学年5時、第3学年4時、第4学年5時）課せられた。そのほか、音楽が第3学年男子1時に対し女子2時、第4学年男子2時に対し女子6時と多く、逆に体操が各学年とも男子6時に対し女子3時と少なく課せられた。高等師範学校では、男子師範の学科と女子師範の学科が別々に示された。すなわち、「女子師範学科ハ

15) 注13) 同書、65頁。

16) 大久保利謙編『森有禮全集 第一巻』(1972年刊)、宣文堂、246・247頁。

倫理教育国語漢文英語数学簿記地理歴史博物物理化学家事習字図画音楽及体操¹⁷⁾」とされ、男子師範の学科に比べ簿記、博学、家事、習字が多く課せられ、その修業年限は男子より1年長い4年間とされた。このように女性としての役割上必要とされる科目が特設され、その充実を図ろうとした。また、森の教育政策である国体主義教育は、女子に対しては修身・倫理等を課すことにより実現しようとした。

山口県では、1884年に女子師範学科が設置され、1886年の師範学校令により山口県尋常師範学校となった。当時の生徒149人中47人が女性¹⁸⁾で30%余りを占めており、女子教育にも力が入れられていたことが窺える。また、山口の師範学校へ進学する多くの女生徒は、徳基高等女学校の卒業生が占めていた。

森は、1887（明治20）年頃から女子教育について特に力を入れ説き始めた。1886年12月に森文相は、九州・京都の学事巡視を命ぜられ、翌年2月3日に沖縄へ渡った。そこで、「教育の完備と申すは決して男子のみ開化しても真の開化といふべからず、女子の教育最も必要なり。女子は人の妻となり人の母となるものなれば、理男子と同じからざるべからず¹⁹⁾」と女子教育の充実を図るよう説いた。九州に帰った森文相は、郡区長に対して九州では師範学校に女子部を設けていない所が多いので、漸次女教員を養成する途を開くよう指示した。その理由に「女教員ノ親切ニシテ注意ノ周到ナルハ決シテ男教員ノ及フ所ニ非ズ、殊ニ其幼稚ノ児童ヲ教育スルハ男子ヨリモ大ニ優レ」ており、「幼稚者ヲ教育スルハ至難至重ノ事ニシテ特ニ女子ノ長所ニ係ルカ故ニ之ヲ女教員ニ托²⁰⁾」さねばならないと説いている。そして、女子教育の目的は、「良妻良母ヲ養成スルコトニアリ」、「良キ妻トナリ良キ母トナル」ハ完全ノ教育ヲ受クル非ラザレバ能ハザルナリ、故ニ女子教育ノ要旨ハ

17) 教育史編纂会編集『明治以降教育制度発達史 第三巻』（1938年刊）、龍吟社、515頁。

18) 前掲『山口縣教育史下巻』214頁。

19) 前掲『森有禮全集 第一巻』494頁。

20) 注19) 同書、497頁。

良キ母ヲ造ルニ在リト一語」で言えると。つまり、「今日ノ女兒ハ他日ノ母トナル」ものであり、よって「女子教育ノ事ハ至大至重²¹⁾」であってわが国の将来にかかわるものだと説いた。

森文相は、同年5月頃に東京女子教育会規則案を作成しており、その第1条に「嫁シテ其妻ト為リテハ良妻、母ト為リテハ良母、教師ト為リテハ良教師²²⁾」と記載している。つまり、良妻賢母の養成が女子教育の目的であると主張するのである。

同年6月に、森文相は福島・宮城両県の学事巡視を行っている。22日に福島県において県官、郡区長や教員等に対し演説した一部に女子教育に関し次のごとく述べている。「女子ノ天性ハ最モ児童ノ教師タルニ適シ、周到ニシテ親切ヲ極メ学校ニ入ラザルノ前ハ殆ント女子ノ手一ツニテ教養」しており、「然ルニ此天然ノ教員ト云フヘキ女子ノ教育ニシテ挙ラサル間ハ到底学政ノ主眼ヲ達スルコトヲ得²³⁾」ないのである。女子教員の必要性を説いている。その理由等は従前の主張と変わらない。

その後、10月に到り第3地方部の学事視察に赴いた。11月15日和歌山県尋常師範学校において郡区長、常置委員や学校長を前にして演説している。その中で「国家経済上ヨリ云ヘハ女子教育ノ上進セサルハ大損タルヲ知」るべきで、その主眼は「人ノ良妻トナリ人ノ良母トナリ一家ヲ整理スルニ足ルノ気質才能ヲ養成スル」ことにあり、換言すると「人間ヲ造出スル所ノ土台ヲ立」てることである。つまり、「国家富強ノ根本ハ教育ニアリ、教育ノ根本ハ女子ニアリ、女子教育進歩セスンハ国家ノ安全期ス²⁴⁾」ことができない。この時期頃から、森文相は国体主義の女子教育観を前面に押し出し始めた。

同月18日、兵庫県会議事堂において「教育ノ順序ヲ以テ論スレハ女子教育ハ男子教育ニ先ク、サル可ラス、蓋シ女子ハ男子ト異ニシテ子ヲ産ムハ直チニ天然ノ教員ニシテ家庭ノ教育ハ全ク慈母一人ノ手ニアリ、天然ノ教員ニ

21) 注19) 同書、502頁。

22) 注19) 同書、381頁。

23) 注19) 同書、550頁。

24) 注19) 同書、581頁。

シテ適当ノ資格ヲ得ルニ至レハ教育ノ全勝ヲ制シタル²⁵⁾」と演説した。女性は、子供を産むと直ちにその子を教育しなければならない。その点で女性は「天然の教員」になる。よって女性に「天然の教員」の資格を修得させることができたならば、女子教育の目的を達成したことになると主張している。

続いて翌19日、京都府尋常中学校において下記の演説をしている。女性は「子ヲ生メハ其養育ニ従事スル天然ノ教員ナレハ最モ其資格ヲ善良」にしなければならない。また、「児童ノ教育ハ女教師ハ男教師ニ比シテ大ニ優ル所アルニ由リ、其為メノミニテモ女子教育ハ深く注意」しなくてはならない。「日本今日ノ国勢ハ王政維新以来稍改進黨所アルニモセヨ、実ハ尚未タ甚タ不安心ノ地位ニアリ、萬国競争ノ衝ニ立チ我帝國ノ独立ヲ保タンコト頗フル困難ナリ、之ヲ維持スル手段ハ教育ニ如クモノナシ、而教育ノ基礎ハ女子教育ナルヲ記臆²⁶⁾」すべきだと演説した。すなわち、森文相は、女子教育が国体主義を浸透させる大きな役割を担うものであると考え、その普及に努めた。これは、同月22日の岐阜県庁での演説でより強調された。「今国家ノ為メトシテ女教員養成ノ精神ヲ言頭サンカ為メニ想像ノ例ヲ挙クレハ、母カ孩児ヲ養育スル図、子ヲ教ル図、丁年ニ達シテ軍体ニ入ルノ前母ニ別ル、図、国難ニ際シテ子ノ勇戦スル図、子ノ戦死ノ報告スル図等ノ額面七八枚ヲ教場ニ掲ルコト」である。さらに「女子教育ノ挙否ハ国家ノ安危ニ関係ス²⁷⁾」と言及した。また、翌23日の愛知県尋常師範学校の演説においても「女子教育ニシテ普及上進セサル限りハ真ノ富国強兵期スル能ハス²⁸⁾」と述べている。この11月22・23日の演説で、女子は14・5歳になると勉学の暇がなくなり、17・8歳にもなると妻となるのでなるべく幼年のうちに修学させなければならない。また、女性教師は幼年者の学年を教えることが適切であるとしている。

この学事巡視中に次のような演説もしている。全国の就学者の男女の比較

25) 注19) 同書、586頁。

26) 注19) 同書、590頁。

27) 注19) 同書、594頁。

28) 注19) 同書、597頁。

をすると女子の就学がはなはだ少ない。女子は子供を出産すると直ちにその子を養育する「天然の教員」であり、また幼年の児童を教育するには「天然巧妙」を得ており、男子より勝る所がある。女子教育の要点は、「人ノ良妻トナリ人ノ賢母トナリ一家ヲ整理シ子弟ヲ薰陶スルニ足ルノ気質才能ヲ養成スル」ことにある。「国家富強ノ根本ハ教育ニ在リ、教育ノ根本ハ女子教育ニ在リ、女子教育ノ挙否ハ国家ノ安危ニ関係」するものである。また、「女子ヲ教育スルニハ国家ヲ思フノ精神ヲモ養成スルコト極テ緊要」であり、そのために「母カ孩児ヲ養育スル図、子ヲ教フル図、丁年ニ達シテ軍隊ニ入ルノ前母ニ別ルハ図、国難ニ際シテ勇戦スル図、戦死ノ報告母ニ達スル図等ノ額面七八枚ヲ教場ニ掲クル²⁹⁾」のがよかろうと11月22日の演説とほぼ同内容のことを述べた。森はこれまで「良妻良母」と表現していたが、この時期より「良妻」「賢母」を使用し始めた。中嶋邦氏は「女子教育の体制化——良妻賢母主義教育の成立とその評価」で「良妻賢母という熟語として、女子教育政策のなかに定着せしめたのは、菊池大麓である³⁰⁾」と明記している。菊池文相が最初に使用した「良妻賢母」の熟語のもととなったのは、この森文相が用いた「良妻」「賢母」であったと考えられる。この演説から窺えるように、森文相は女子教育の充実こそが彼の考える国体主義の国政の一大基盤となることを、より明確に打ち出した。

森文相は、1888（明治21）年7月に東京高等女学校の卒業式に臨場し、以前からの女子教育に対する考えを述べた。女子教育は、男子の教育と比べるとさらに重要な点がある。つまり、「賢良ナル女子ニ非サレバ賢良ナル慈母タルヲ得ズ、而シテ人ノ性質ヲ賢愚何レニ赴カシムルハ概シテ慈母之ヲ養育スル如何」にかかわる。よって「天然ノ教員」である女子の教育が充分行われるべきである。そして、「女子ニシテ母タラサルモ妻タラン、妻タラサルモ女子トシテ社会ニ列シ国家ノ一部ヲ為ス」ものであり、よって「女子ノ風

29) 注19) 同書、611・612頁。

30) 「講座 日本教育史」編纂委員会編『講座 日本教育史 第三巻』（1984年刊）、第一法規、112頁。

采行為ハ全社会ニ影響ヲ有スル至強至大ナル」ものであるから、「女子ノ国家ニ対スル責任ノ重大ナル」ことを認識すべきである。また、卒業生の来たるべき家庭生活の変化を考慮し、「今日社会旧新混同セル時代ニ際会」して、「昔日の旧慣ヲ忍守スル決心」をして「忍守ノ辛苦」を敢えてするよう力説している。つまり、「今後数十年以内ニ於テ身ヲ處スヘキ地位ニ立ツ女子ハ、忍耐ニ忍耐ヲ加ヘ其忍フヘキヲ忍ブハ勿論、忍ブ可ラサルヲモ強テ忍ンテ一家ノ風波ヲ起サバル様ニ勉³¹⁾」めなければならぬとしている。この時期において「妻妾論」と明らかに異なった良妻賢母の美風を強調している。

同年秋に、森文相は奥羽地方に学事巡視に赴いている。そこでの演説では次のごとく述べている。不就学者の多数は女子が占めており、「若シ女子教育ニシテ完成セバ小学校ノ設立ヲ要セザル」ほど重要なことである。子供は男女にかかわらず、母や叔母・姉の手で養育され、「児童ノ氣質ハ概シテ其間ニ定マル」ものである。よって「女子ハ天然ノ教員トシテ教育上大切ナル地位ヲ占メ其児童ヲ引受クル者ナルガ、其之ヲ教育スルニ方リテ教育ノ要点ナル国家ノ独立ト云フコトヲ其腦中ニ記憶シ以テ児童ヲ薰陶セザル可ラズ、サレバ女子ハ常ニ此精神ヲ以テ女子ト雖モ国家ノ為メニハ身命ヲ捨テザル可ラズトノ覚悟ヲナシ、而テ其引受ノ児童ニ対シテハ国家ノ為メニハ命ヲ致タスノ義心ヲ養成」しなければならない。森文相の女子教育の国家的目標には、女子も国に尽くす態度が望まれ、国家のためはたとえ女性といえども自己の命さえも捨てる覚悟が必要であり、また生れた子供に対しても国家のために命をかける義心を育てる教育ができることにあった。

おわりに

森有禮に対する、女子教育施策に関する評価は低いが、1886（明治19）年の師範学校令や小学校令では前述のごとく定めている。森自身は、明治初年アメリカ在中時代にすでに近代的な女子教育に接しており、その後わが国に

31) 注19) 同書, 626～628頁。

おける女子教育の在り方について漸次構築していった。

森有禮が文部大臣就任中の小学校における女子の就学率は、以前に比べやや低迷し30%に達しなかった。しかし、高等女学校の設立数は従前の2倍に達し、生徒数も約4倍に増加しており、この点において大いに評価できる。

森文相の女子教育に対する思想は、国体主義の教育観と軌を一にしており、それを女子教育にも明確に求め始めたのは1887年の暮からである。彼の演説に「国家富强ノ根本ハ教育ニ在リ、教育ノ根本ハ女子教育ニ在リ、女子教育ノ举否ハ国家ノ安危ニ関係ス、……又女子ヲ教育スルニハ国家ヲ思フノ精神ヲモ養成スルコト極テ緊要ナリ」と、さらに「女子ト雖モ国家ノ為メニハ身命ヲ捨テザル可ラズトノ覚悟ヲナシ、而テ其引受ノ児童ニ対シテハ国家ノ為メニハ命ヲ致タスノ義心ヲ養成セザル可ラズ」とあり、彼の思想が明確に示されている。

森の国体主義教育の基盤を固める目的をもって「女子教育ノ主眼トスル所ヲ要言セハ、人ノ良妻トナリ人ノ賢母トナリ一家ヲ整理シ子弟ヲ薰陶スルニ足ルノ気質才能ヲ養成スルニ在リ」と主張したのである。当時は森文相が「社会旧新混同セル時代」と述べるように困難な時運であって、しかるに新しく西欧的な教育を受けた女性は、封建的な「昔日ノ旧慣ヲ忍守スル決心」をもって「忍耐ニ忍耐ヲ加ヘ其忍ブヘキヲ忍ブハ勿論、忍ブ可ラサルヲモ強テ忍ンテ一家ノ風波ヲ起サル様勉」めることが、良妻賢母の美風でもあったとした。

森文相期は、女子の就学を奨励するとともに、高等女学校が躍進した時期であったといえる。